



平成15年度温暖化ガス総排出量及び特定物質(温暖化ガス)排出抑制措置結果(平成16年度実績)報告とりまとめ結果について

記者発表資料

1. 発表項目名

平成15年度温暖化ガス総排出量及び特定物質(温暖化ガス)排出抑制措置結果(平成16年度実績)報告とりまとめ結果について

2. 発表(配布)日

平成 19年02月13日(火)

3. 担当

部局名 健康生活部 課名 環境管理局:大気課
 係名 地球環境係
 外郭団体名等
 直通電話 078-362-3284 庁内内線 3366

4. 同時発表(配布)先

無

5. 訂正・追加資料の有無

無

6. 内容

新兵庫県地球温暖化防止推進計画(以下「計画」という。)のフォローアップとして実施している温暖化ガスの排出状況推計調査の平成15年度の結果を下記1のとおりとりまとめました。
 また、平成15年3月に「環境の保全と創造に関する条例」を一部改正し、一定規模以上の工場等を対象に温暖化ガスの排出抑制計画の作成及び措置結果の報告を義務付けたところですが、このたび提出された平成16年度特定物質排出抑制措置結果報告書について下記2のとおりとりまとめを行いました。

記

1 平成15年度温暖化ガス総排出量(県全体)

本県の平成15年度の温暖化ガス総排出量は73,228kt-CO₂であり、基準年度(平成2年度)の73,033kt-CO₂に比べて0.3%増加となっており、特に、民生(家庭)部門、民生(業務)部門において、増加率が大きくなっている。計画に定める目標(平成22年度において平成2年度比で6%削減)を達成するためには、さらに6.3%の削減が必要である。

また、平成14年度の73,991kt-CO₂に比べると民生部門で増加しているが、全体で1.0%の減少(産業部門は、2.5%減少)となっている。これは産業部門での取組が進んでいることによると考えられる。(表1)

なお、全国では、基準年度に比べて7.7%増加、平成14年度に比べて0.4%増加(産業部門は、0.4%増加)となっている。(表2)

表1 温暖化ガス排出量の推移(県)

(単位: kt-CO₂)

		H2	H14	H15	H15/H2(%)	H15/H14(%)
CO ₂	産業	47,670	48,294	47,071	98.7	97.5
	民生(家庭)	5,991	7,226	7,309	122.0	101.1
	民生(業務)	2,490	2,741	2,810	112.9	102.5
	運輸	8,613	9,048	8,919	103.6	98.6

	その他	3,476	2,867	3,174	91.3	110.7
	小計	68,240	70,176	69,283	101.5	98.7
その他の温暖化ガス		4,793	3,815	3,945	82.3	103.4
合計		73,033	73,991	73,228	100.3	99.0

表2 温暖化ガス排出量の推移(国)(単位:百万t-CO2)

		H2	H14	H15	H15/H2(%)	H15/H14(%)
CO ₂	産業	542	513	515	95.0	100.4
	民生(家庭)	127	165	167	131.5	101.2
	民生(業務)	164	225	228	139.0	101.3
	運輸	217	263	262	120.7	99.6
	その他	94	111	112	119.2	100.9
	小計	1,144	1,277	1,284	112.2	100.5
その他の温暖化ガス		117	76	74	63.2	97.4
合計		1,261	1,353	1,358	107.7	100.4

2 平成16年度特定物質排出抑制措置結果報告書とりまとめ結果 (県条例対象事業所分)

(1) 対象事業所数(条例対象:平成16年度における燃料・熱の使用量が原油換算1,500kl/年以上又は電気の使用量が600万kWh/年以上)

472事業所(内訳:産業333、民生業務122、エネルギー転換13、廃棄物4)

(2) 温暖化ガス排出量

届出事業所から排出された温暖化ガス排出量(県全体の温暖化ガス排出量の約4割を占める)は、平成16年度実績で32,263kt-CO₂であり、基準年度(平成2年度)の36,990kt-CO₂に比べると約12.8%削減となっているが、平成15年度の31,780kt-CO₂に比べると約1.5%増加している。(表3)

また、各事業所から提出された平成22年度までの排出抑制計画を集計した結果、温暖化ガス排出量は、基準年度(平成2年度)に比べて7,794kt-CO₂(約21.1%)が削減される見込みである。(表3)

全体の約95%の排出量を占めている産業部門については、経団連等の環境自主行動計画に基づく省エネ対策等を実施することにより、平成22年度で27,711 kt-CO₂と、基準年度(平成2年度)に比べて7,841kt-CO₂(約22.1%)削減される見込みとなっている。(表3)

(3) 温暖化ガス排出抑制措置の状況

各事業所が実施した主な温暖化ガス排出抑制措置で昨年度よりも増加したものは、エネルギーの使用の合理化として、室内温度管理の適正化(173事業所)、省エネルギー機器採用(151事業所)などがあり、製造工程の対策としては、工程の削減(61事業所)、廃熱の利用(34事業所)などとなっており、取組を行う事業所が増加している。

(4) 指導状況

平成16年度実績報告時に、平成15年度末に提出された特定物質排出抑制計画書に記載された温暖化ガス排出抑制措置の状況について聞き取りを行い、平成22年度に向けて、計画どおり措置が実施されるよう指導を行った。

表3 部門別温暖化ガス排出量推移 (単位:kt-CO2)

区分	事業所数	基準年度	H15年度実績	H16年度実績	H16年度 /基準年度 (%)	H22年度 計画	H22年度 /基準年度 (%)
産業	333	35,552	30,333	30,646	86.2	27,711	77.9
民生 (業務)	122	745	838	879	118.0	819	109.9
エネルギー 転換	13	538	511	658	122.3	606	112.6
廃棄物	4	155	97	79	51.0	60	38.7

合計	472	36,990	31,779	32,263	87.2	29,196	78.9
----	-----	--------	--------	--------	------	--------	------

3 今後の方針

(1) 県全体の温暖化ガス

平成15年度の温暖化ガス総排出量は、基準年度(平成2年度)に比べて0.3%増加となっており、新兵庫県地球温暖化防止推進計画に定める目標を達成するためには、さらに6.3%の削減が必要であるので、平成18年7月に改訂した計画に基づき各部門における対策を進める。

(2) 条例対象事業所分の温暖化ガス

届出事業所から排出された平成16年度の温暖化ガス排出量は、基準年度(平成2年度)に比べると約12.8%削減となっているが、県の計画に定める削減目標をより確実に達成するため、大規模事業者に対して今後の対策を更に強化するよう個別に指導を行うとともに、条例対象の全事業所に対して排出抑制対策に関する研修会を開催し、対策を徹底する。

7. 参考

[▲ ページの先頭に戻る](#)